令和7年12月1日　鹿児島県市町村課

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等（確報値）のポイント

Ⅰ．　健全化判断比率の概要

※令和7年10月1日公表の速報値から変更なし

1　実質赤字比率

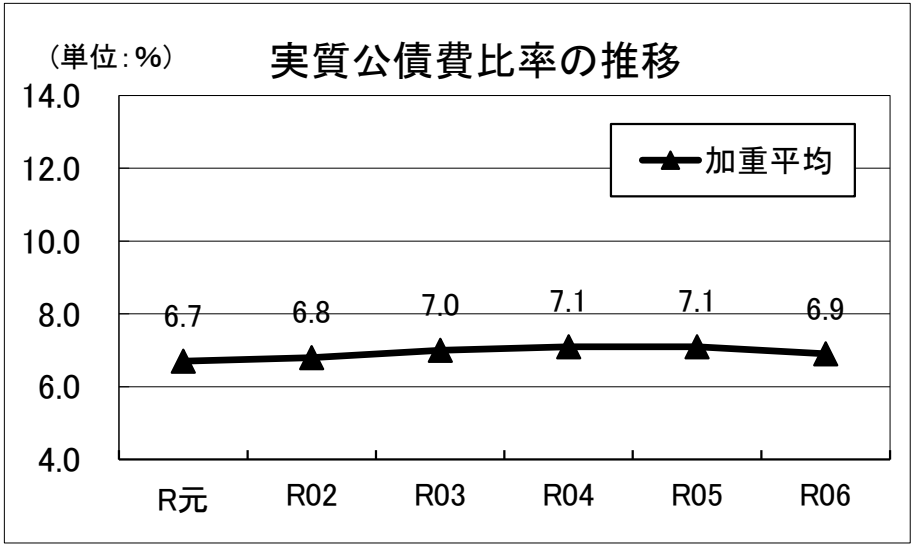
実質赤字額がある団体はない。（令和5年度決算も同じ）

2　連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体はない。（令和5年度決算も同じ）

3　実質公債費比率

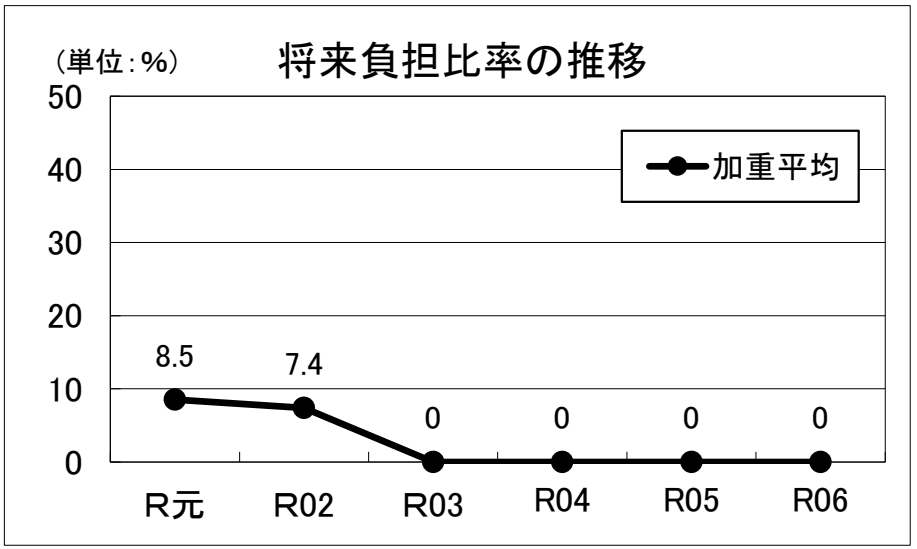
県内市町村の加重平均値は6.9%。（令和5年度決算：7.1%）



4　将来負担比率

県内市町村の加重平均値は数値なし。（令和5年度決算も同じ）

※　一般会計が将来的に負担すべき実質的な負債(将来負担額)に対し，負債の償還に充てることのできる基金等が多い場合，将来負担比率は算定されない。



Ⅱ．　資金不足比率の概要

県内市町村等の134公営企業会計のうち，経営健全化基準（資金不足比率が20%）以上の会計は1会計。（令和5年度決算はなし）

○　屋久島町船舶事業特別会計　137.4%

令和６年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

Ⅰ　健全化判断比率の概要

１　実質赤字比率

実質赤字額がある団体は，前年度と同様なかった。

（単位：%）

市町村名	R6年度	R5年度	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	－	－	11.25	
鹿屋市	－	－	11.90	
枕崎市	－	－	14.20	
阿久根市	－	－	14.11	
出水市	－	－	12.65	
指宿市	－	－	12.90	
西之表市	－	－	14.29	
垂水市	－	－	14.64	
薩摩川内市	－	－	11.81	
日置市	－	－	12.75	
曽於市	－	－	12.94	
霧島市	－	－	11.58	
いちき串木野市	－	－	13.52	
南さつま市	－	－	12.94	
志布志市	－	－	13.13	
奄美市	－	－	12.57	
南九州市	－	－	12.97	
伊佐市	－	－	13.40	
姶良市	－	－	12.54	
三島村	－	－	15.00	
十島村	－	－	15.00	
さつま町	－	－	13.72	20.00
長島町	－	－	14.41	
湧水町	－	－	15.00	
大崎町	－	－	15.00	
東串良町	－	－	15.00	
錦江町	－	－	15.00	
南大隅町	－	－	15.00	
肝付町	－	－	14.30	
中種子町	－	－	15.00	
南種子町	－	－	15.00	
屋久島町	－	－	14.30	
大和村	－	－	15.00	
宇検村	－	－	15.00	
瀬戸内町	－	－	14.56	
龍郷町	－	－	15.00	
喜界町	－	－	15.00	
徳之島町	－	－	14.90	
天城町	－	－	15.00	
伊仙町	－	－	15.00	
和泊町	－	－	15.00	
知名町	－	－	15.00	
与論町	－	－	15.00	

※　実質赤字額がない場合は，「－」と表記

2　連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体は，前年度と同様なかった。

（単位：%）

市町村名	R6年度	R5年度	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	－	－	16.25	
鹿屋市	－	－	16.90	
枕崎市	－	－	19.20	
阿久根市	－	－	19.11	
出水市	－	－	17.65	
指宿市	－	－	17.90	
西之表市	－	－	19.29	
垂水市	－	－	19.64	
薩摩川内市	－	－	16.81	
日置市	－	－	17.75	
曽於市	－	－	17.94	
霧島市	－	－	16.58	
いちき串木野市	－	－	18.52	
南さつま市	－	－	17.94	
志布志市	－	－	18.13	
奄美市	－	－	17.57	
南九州市	－	－	17.97	
伊佐市	－	－	18.40	
姶良市	－	－	17.54	
三島村	－	－	20.00	
十島村	－	－	20.00	
さつま町	－	－	18.72	30.00
長島町	－	－	19.41	
湧水町	－	－	20.00	
大崎町	－	－	20.00	
東串良町	－	－	20.00	
錦江町	－	－	20.00	
南大隅町	－	－	20.00	
肝付町	－	－	19.30	
中種子町	－	－	20.00	
南種子町	－	－	20.00	
屋久島町	－	－	19.30	
大和村	－	－	20.00	
宇検村	－	－	20.00	
瀬戸内町	－	－	19.56	
龍郷町	－	－	20.00	
喜界町	－	－	20.00	
徳之島町	－	－	19.90	
天城町	－	－	20.00	
伊仙町	－	－	20.00	
和泊町	－	－	20.00	
知名町	－	－	20.00	
与論町	－	－	20.00	

※　連結実質赤字額がない場合は，「－」と表記

３　実質公債費比率

実質公債費比率の県内市町村の加重平均は6.9%で，前年度と比べ0.2ポイント低下した。
早期健全化基準以上の団体はなく，最も高い団体は16.2%，最も低い団体は4.5%であった。
県内の全ての市町村が18%未満であり，地方債の発行に許可を要する団体はない。

（単位：%）

市町村名	R6年度(A)	R5年度(B)	増　減(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	4.5	4.7	▲ 0.2		
鹿屋市	5.3	5.5	▲ 0.2		
枕崎市	7.7	7.7	0.0		
阿久根市	7.0	7.0	0.0		
出水市	7.0	7.5	▲ 0.5		
指宿市	9.3	9.4	▲ 0.1		
西之表市	8.9	9.0	▲ 0.1		
垂水市	9.2	9.2	0.0		
薩摩川内市	6.6	7.3	▲ 0.7		
日置市	8.5	8.1	0.4		
曽於市	5.9	6.6	▲ 0.7		
霧島市	5.3	6.0	▲ 0.7		
いちき串木野市	11.8	11.9	▲ 0.1		
南さつま市	7.1	7.3	▲ 0.2		
志布志市	10.1	10.8	▲ 0.7		
奄美市	9.1	9.5	▲ 0.4		
南九州市	6.6	6.8	▲ 0.2		
伊佐市	9.1	8.9	0.2		
姶良市	8.7	9.4	▲ 0.7		
三島村	13.5	13.9	▲ 0.4		
十島村	4.8	3.4	1.4		
さつま町	4.6	4.9	▲ 0.3	25.0	35.0
長島町	9.9	9.4	0.5		
湧水町	9.4	9.0	0.4		
大崎町	6.5	7.1	▲ 0.6		
東串良町	7.8	7.9	▲ 0.1		
錦江町	6.5	6.2	0.3		
南大隅町	9.8	10.2	▲ 0.4		
肝付町	7.8	7.6	0.2		
中種子町	11.3	10.9	0.4		
南種子町	10.3	10.9	▲ 0.6		
屋久島町	9.8	10.0	▲ 0.2		
大和村	6.7	7.3	▲ 0.6		
宇検村	9.4	9.3	0.1		
瀬戸内町	9.6	9.3	0.3		
龍郷町	9.0	8.9	0.1		
喜界町	10.8	10.4	0.4		
徳之島町	7.6	7.9	▲ 0.3		
天城町	7.3	6.8	0.5		
伊仙町	9.8	9.5	0.3		
和泊町	16.2	16.6	▲ 0.4		
知名町	12.3	11.9	0.4		
与論町	9.3	9.9	▲ 0.6		
市町村平均 （加重平均）	6.9	7.1	▲ 0.2	－	－

4　将来負担比率

将来負担比率の県内市町村の加重平均は，一般会計が将来的に負担すべき実質的な負債（将来負担額）に対し，負債の償還に充てることのできる基金等が多いため，算定されず数値なしとなった。（前年度も同じく数値なし）

早期健全化基準以上の団体はなく，最も高い団体は87.6%であった。

なお，県内市町村のうち33団体の将来負担比率が上記の要因により算定されていない。

（単位：%）

市町村名	R6年度(A)	R5年度(B)	増　減(A-B)	早期健全化基準
鹿児島市	39.9	32.0	7.9	
鹿屋市	－	－	－	
枕崎市	－	－	－	
阿久根市	－	－	－	
出水市	－	－	－	
指宿市	16.3	18.1	▲ 1.8	
西之表市	－	－	－	
垂水市	－	－	－	
薩摩川内市	－	－	－	
日置市	0.2	0.1	0.1	
曽於市	－	－	－	
霧島市	－	－	－	
いちき串木野市	1.7	10.5	▲ 8.8	
南さつま市	－	－	－	
志布志市	－	－	－	
奄美市	－	0.7	▲ 0.7	
南九州市	－	－	－	
伊佐市	－	－	－	
姶良市	52.6	45.7	6.9	
三島村	－	－	－	
十島村	－	－	－	
さつま町	－	－	－	350.0
長島町	－	－	－	
湧水町	－	－	－	
大崎町	－	－	－	
東串良町	－	－	－	
錦江町	－	－	－	
南大隅町	－	－	－	
肝付町	－	－	－	
中種子町	－	3.5	▲ 3.5	
南種子町	－	－	－	
屋久島町	－	－	－	
大和村	－	－	－	
宇検村	－	－	－	
瀬戸内町	－	－	－	
龍郷町	－	－	－	
喜界町	－	－	－	
徳之島町	37.7	39.5	▲ 1.8	
天城町	1.1	－	1.1	
伊仙町	87.6	89.2	▲ 1.6	
和泊町	0.8	7.3	▲ 6.5	
知名町	5.0	12.6	▲ 7.6	
与論町	－	29.1	▲ 29.1	
市町村平均 （加重平均）	－	－	－	－

Ⅱ　資金不足比率の概要

資金不足が生じた公営企業会計は，県内市町村等の 134 会計中２会計で，うち資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上の会計は１会計であった。（前年度は資金不足が発生した公営企業会計はなし）

なお，資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業を有する市町村等は，原則として，経営健全化計画を議会の議決を経て策定する必要がある。

屋久島町の船舶事業特別会計については，決算処理上，一時的に資金不足が発生したものである。

同会計は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 23 条及び施行令第 20 条の規定により，令和７年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合，同計画の策定を要しない。

（単位：%）

団体名	公営企業会計名	R6年度(A)	R5年度(B)	増　減(A-B)	経営健全化基準
鹿児島市	交通事業特別会計	0.8	－	0.8	20.0
屋久島町	船舶事業特別会計	137.4	－	137.4	20.0

【抜粋】

〇地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第二十三条　地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあっては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

２　（省略）

〇地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

第二十条　法第二十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であって、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

２　地方公共団体が前項に規定する場合に該当することにより経営健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ、総務大臣に報告しなければならない。

【参考資料】

１　実質赤字比率

$$\text{＊ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 ＝ 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

２　連結実質赤字比率

$$\text{＊ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち，実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち，資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち，実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち，資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

３　実質公債費比率

$$\text{＊ 実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について，償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち，公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち，組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

４　将来負担比率

$$\ast\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち，一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち，当該設立法人の財務･経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち，当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち，当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

５　資金不足比率

$$\ast\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業)　＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上，事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において，資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については，土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については，営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については，「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。